

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりであるため、省略している。

2. 引当金の明細

引当金の明細については、「財務諸表に対する注記 11. その他、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項」に記載のとおりであるため、省略している。